

令和 8 年

寒河江市農業委員会第 2 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第2回総会

日時 令和8年2月25日（水）午前9時00分  
会場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

欠席委員

14番 高橋博

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括） 高子英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	農地係主任 土田修
農地係主任 芳賀遼太郎	総務係主任 清野倫

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

## 議事

- (1) 議第3号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議  
について
- (5) 議第7号 寒河江市農業委員会農業委員の辞任について

開会 午前 8時57分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることがができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、3番後藤委員、16番布施委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当))    はい、議長。

木村議長            はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当))    報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第3号から議第7号までの議案について一括上程します。

(1) 議第3号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第4号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第5号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第6号 「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る審議について」

(5) 議第7号 「寒河江市農業委員会農業委員の辞任について」

以上、議第3号から議第7号まで、一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長                    はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者      17番、片桐です。

去る2月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。

なお、現地調査の案件はありませんでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長                    ありがとうございます。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時30分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩    午前    9時03分

再開    午前    9時30分

木村議長                    それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第3号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員                    はい、議長。

木村議長

はい、氏家委員。

氏家委員

8番、氏家です。

議第3号「農地法第3条の規定による許可処分について」、  
6ページをお開きください。順位5番。

(議案書順位5番朗読)

所在地ですが、本楯公民館から約1km東の雨よけハウスのあるさくらんぼ畑になります。借人が秋頃までに更地にして柿を植える予定となっております。

2月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認しております。申請どおりであれば問題ないと確認してまいりました。

以下16番まで同様に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認しております。

続きまして、順位6番と7番が関連する案件ですので、一緒に説明させていただきます。

(議案書順位6番、7番朗読)

所在地は、石持にありますあおぞら保育園のところの十字路を北へ進んですぐ右手の雨よけハウスのあるさくらんぼ畑になります。譲受人は農作業歴10年ということで、さくらんぼやラズベリーなどを1,300平米程栽培しております。今回規模拡大ということでの申請であり、特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、順位8番、9番、10番、11番は関連する案件ですので、一緒に説明させていただきます。

(議案書順位 8 番、9 番、10 番、11 番朗読)

8 番、9 番の所在地は、農協の東部共選所あたりの国道 112 号のバイパスを、河北町溝延橋方向へ向かい株式会社イヌガイ高畑倉庫の向かい側の田んぼになります。13 日現在では、一面雪に覆われておりまして、地図で株式会社イヌガイ高畑倉庫を目印とし、左側が■■■■の田、右側が■■■■の田ということで確認してまいりました。

10 番、11 番の案件ですけれども、ここをさらに 100 m 程北の方角に位置している田んぼになります。地図上では、右側の■■■■の約 2,000 平米の田の一部を雨よけハウスのあるさくらんぼ畑として利用しておりまして、それを目印として確認しております。その右側に隣接する■■■■の 2 筆の田んぼについても一緒に確認してまいりました。この 4 件の案件につきまして、申請どおりであれば特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、順位 12 番、13 番になりますけれども、こちらも関連しておりますので一緒に説明させていただきます。

(議案書順位 12 番、13 番朗読)

所在地ですが、本楯公民館より東へ 500 m 程行ったバラ団地の東側になります。道路の奥の方が■■■■の畑、手前が■■■■の畑になります。現況は、譲受人の■■■■が建てた野菜ハウスになっております。■■■■の栽培する梨畑とも隣接しており、申請どおりであれば特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、順位 14 番。

(議案書順位 1 4 番朗読)

所在地は、柴橋地区平野山にある平野自動車学校をさらに西側に上って行くわけでありますけれども、寒河江市上水道平野山第二配水池の丁字路のところまでしか除雪されていなかったため、地図上での確認とさせていただきました。譲渡人と譲受人は叔母と甥の関係で、高齢のため甥に畑を無償で贈与するという内容になっております。譲受人は水稻、さくらんぼ、りんごなどを栽培しており、規模拡大というようなことから、特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、8ページになります。順位 1 5 番。

(議案書順位 1 5 番朗読)

所在地ですが、ベガスベガス寒河江店前のバイパスを 1 k m 程河北町へ進んだところを東へ曲がり、積雪のためおおよそではありますが確認してまいりました。地図上ではありますが、借人が耕作している田と隣接しております。また、近くに多くの水田を耕作していることから、特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、順位 1 6 番。

(議案書順位 1 6 番朗読)

所在地ですけれども、国道 4 5 8 号沿いにあるそば処鈴亭から西の方へ細い坂道を 1 k m 程上った左手の雨よけハウスのさくらんぼ畑になります。今回は雪道のため危険回避ということから、地図上での確認とさせていただきました。柴橋地区の後藤委員にも確認し、貸人は借人の師匠でもあるということなので、特に問題はないとお聞きしております。面積

4, 194 平米のうちの3, 000 平米がさくらんぼ畑、残りの1, 000 平米程を貸人がそのまま桃畑というような内容になっております。引き続き師匠の指導を仰ぎながら営農活動をしていただけたと思いますので、特に問題はないと判断してまいりました。

以上、順位5番から16番まで地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員

はい、議長。

木村議長

はい、西尾委員。

西尾委員

4番、西尾です。

8ページをご覧ください。順位17番。

(議案書順位17番朗読)

場所は、クリーンセンターの西側にある沼川排水機場の近くの農地となっております。周りは果樹園、畑などとなっております。

2月14日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地を確認してきましたが、すでに譲受人が耕作しており、申請どおりであれば問題ないと見てきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員                    はい、議長。

木村議長                    はい、大泉委員。

大泉委員                    10番、大泉です。  
8ページをご覧ください。順位18番。

(議案書順位18番朗読)

場所は、かもだ酒屋から南の長生園の方向へ約500m進んだところに柴橋寺の墓地があり、西へ300m入ったところになります。もう1か所は、県道23号線の天童大江線沿いのかもだ酒屋から西へ100m程進んだところの十字路を北西に300mの住宅地から入ったところになります。

次に9ページをご覧ください。順位19番。

(議案書順位19番朗読)

場所は、かもだ酒屋から長生園の方向へ約700m進み、西へ100m進んだところになります。もう1か所は、かもだ酒屋から南に300m進み、Y字路を西方向へ100m進んだところ住宅地があり、その手前になります。

続きまして、順位20番。

(議案書順位20番朗読)

場所は、かもだ酒屋から300m南の方へ行って、東の方向へ入ったところにあり、寒河江高校野球部のグラウンドの

西側になります。もう1か所は、柴橋小学校前の通り、県道を北へ柴橋方面に行ったところになります。

続きまして、順位21番。

(議案書順位21番朗読)

場所は、かもだ酒屋から南へ長生園の方向へ進んだ柴橋寺の墓地に隣接した農地になります。

これら全ての農地の案件につきまして、2月13日、柴橋地区の農業委員・推進委員で現地を調査してまいりました。調査地はまだまだ積雪があり、踏み込んだ調査とはいきませんでした。申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。

木村議長

はい、猪倉委員。

猪倉委員

7番、猪倉です。

9ページ、順位22番になります。

(議案書順位22番朗読)

この場所になりますけれども、国道112号沿いのチェリーランドを過ぎまして、寒河江川方面へ向かいます。八鍬地

区の近くになりますけれども、河原と旧道という古い住宅地の道路が通っているんですけれども、その間に樹園地が広がっているところです。積雪のため、ここは住宅地の道路からしか見ることができませんでした。近くの農業委員から話を聞きましたけれども、周りは樹園地だらけですので、問題はないだろうと判断いたしました。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   はい、議長。

木村議長                    はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   順位5番から22番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第3号「農地法第3条の規定による許可処分について」  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。

木村議長

はい、氏家委員。

氏家委員

8番、氏家です。

議第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

こちらの案件ですが、所在地は本楯公民館の北側にある住宅に囲まれた休耕地になります。申請事由としまして、近年の豪雨で用水路から多量の水が流入し、水稻の収穫が不可能な状態となっていること、また水深60cmくらいの大きな沼となって、近隣に住まわれている子どもたちの水難事故も懸念されるというようなことから、埋め立てて駐車場並びに資材置き場として有効に利用したいというような内容となっ

ております。事前審査会におきまして、当該地を埋め立てたとしても、排水の問題があるのではないかという意見が出されまして、そういったところをきちんと確認したうえであれば、特に問題はないのではないかということでまとまりました。本日の地区審査でも同様の意見でまとまりました。

2月13日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認しております。

以上です。

木村議長                      ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、排水の関係も含めて事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   はい、議長。

木村議長                      はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））   順位1番は駐車場及び貸駐車場並びに資材置場及び貸資材置場用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内にある用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

場所について、低くなっている休耕地となっております。大雨が降ると排水の関係でその土地が水浸しになってしまうということです。面積は約一反歩、深さが約60cmとなるそうです。北側の方に小さいお子さんがいるご家庭があるということでしたので、安全対策のためにその土地を埋め立ててしまいたいというお話でした。これくらいの規模の埋め立

てをするとなると、盛土規制法の制限もありますので、そちらの方の手続きも取っております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

今回出てきたような埋め立ての案件は、地区の農業委員が言っていたような疑義があるときは慎重に対応すべきかと思っておりますので、この案件について皆さんから何か意見はございませんか。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。

木村議長

はい、氏家委員。

氏家委員

8番、氏家です。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

所在地ですが、ハートフルセンターの駐車場から100mくらい西側のところになります。四方が住宅に囲まれた休耕地となっておりまして、申請どおりであれば問題ないと判断してまいりました。

2月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認しております。

本日の地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位2番。

(議案書順位2番朗読)

所在地ですが、緑町の青山建設株式会社の南側に資材置場がありますが、そのさらに南側に隣接している5筆になります。業務拡大に伴い資材置場の拡張ということで、申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。

こちらについても2月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を確認してまいりました。

本日の地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。

木村議長

はい、猪倉委員。

猪倉委員

7番、猪倉です。

13ページ、順位3番。

(議案書順位3番朗読)

関連がありますので、順位4番も続けて説明させていただきます。

(議案書順位4番朗読)

2月15日、高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地を見てまいりました。

場所は、チェリーランドから八鍬方面に向かいまして、八鍬地区のチェリーランド寄りになります。譲受人の自宅と川の間には農地がありまして、そこに3、4mくらいの法面がありました。これが去年の大雨で土砂崩れが起き、宅地の裏手が大きく崩れ、宅地に被害が出るのではないかと急遽工事をしなければならないということで、去年のうちに完成しております。許可が下りるのを待っていることができないということで、12月5日に工事が完了しております。法面が■■■■と■■■■の農地に若干膨らんで、そこを補強したということです。

2月15日に現地を見てまいりましたけれども、致し方ないということで判断してまいりました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

なお、こちらは議第6号の案件でもありますので、また説明させていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位1番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位2番は、資材置場用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位3、4番は、宅地の拡張、災害復旧のための追認の転用申請となります。申請地は農業振興地域農用地区域内にある農地です。農振除外の手続きをする必要がありますが、災害復旧という緊急性のことがあり、後ほど除外の手続きを行うことにすると、農林課農振担当と県村山総合支庁農振担当との間で協議が整っているとのことです。これらのことから農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、地区計画からの除外手続きは、次の議第6号となっております。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。

木村議長

はい、猪倉委員。

猪倉委員

7番、猪倉です。

議第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、15ページになります。順位1番。

(議案書順位 1 番朗読)

先ほど議第 5 号で説明しましたけれども、法面を作った際に、若干 [ ] と [ ] の農地に膨らんでおりました。そこを地域計画から外すということですので、問題ないと判断しております。

続きまして、順位 2 番。

(議案書順位 2 番朗読)

場所は、高松駅の前の道路を日東ベスト高松工場の方に進むと右側に旧高松小学校の跡地があります。この場所の位置としましては、旧高松小学校と現在の高松小学校の間くらいになります。

グラウンドに福祉施設を建設する計画で、工事用の車両が出入りするためであります。グラウンドに隣接して道路がありますが、通学路があるからなのか理由はわかりませんが、出入りしてはいけないということで、グラウンドと道路の間に農地があるので、そこを利用するというような話でありました。地域としては問題ないだろうと判断しました。

続きまして、16 ページ、順位 3 番。

(議案書順位 3 番朗読)

この場所は、高松駅付近の十字路がありまして、国道 112 号を西の方向に進み、次の信号を右へ曲がります。国道 112 号の旧道になります。新臥龍橋の手前、陵西中学校の裏手になります。そこに所有者の息子さんが家を建てるそうです。

2 月 21 日、急遽、推進委員と私とで現地を確認してまい

りました。問題はないだろうということで判断いたしました。  
続きまして、順位 4 番。

(議案書順位 4 番朗読)

場所は、米沢にありますシェルターを西川町方向へ向かい、踏切を過ぎるとすぐ左手に平野山に上る農道があります。そこを進んだところにある墓地であります。墓地の一部に■■■■の農地があるということで、お墓はすでに建っております。現地に行きましたが、雪で見ることができませんでした。この案件につきましては、去年の雪のないときに見ておりました。致し方ないということで判断いたしました。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 順位 1 番は先ほどの議第 5 号順位 3、4 番の農地で、宅地の拡張、災害復旧のための追認の転用申請となります。周囲に農地がありますが、農地と集落地の境にある農地であり、集団性を阻害するものではなく、地域計画から除外しても周囲に影響を及ぼすものではないと考えます。

順位 2 番は福祉施設の通路用地への転用申請が予定されており、周囲に農地はありますが、転用目的を考慮するとやむを得ないと考えます。

順位 3 番は住宅建築への転用申請が予定されており、住宅

に隣接している農地であり、転用目的を考慮するとやむを得ないと考えます。

順位4番は昨年10月に非農地証明書を交付した場所を除外するもので、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

次に、議第7号「寒河江市農業委員会農業委員の辞任について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（事務局長）

はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長）

それでは、私からご説明申しあげます。農業委員の辞任手続

きにつきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。辞任する農業委員から任命権者である市長へ辞任届の提出があった場合、市長は当該委員の辞任について農業委員会へ諮問を行います。諮問を受け、農業委員会は総会において辞任について諮ります。総会の結果に基づき市長への答申書を作成し、議事録を添えて提出します。

これまでの経過でございますが、令和8年2月18日に、高橋委員より、市長宛に辞任届が提出され、2月20日付けで市長から農業委員会へ辞任について諮問がありました。辞任の理由といたしましては、一身上の都合、健康上の事由でございます。具体的には、病気及びその治療のため農業委員としての職責を十分に果たすことができなくなったためということであります。健康上の事由は正当な事由であると判断したため同意するとし、今回の総会議案として上程させていただいたところでございます。

本日の総会で議決いただいた場合は、その旨を市長へ議事録を添えて答申します。それを受け市長が判断し同意する場合は、決裁した日をもって当該委員は辞任となります。

なお、補足ではございますが、辞任の同意をいただいた場合、農業委員が1名欠員状態となりますが、寒河江市農業委員会の委員選任に関する規則第9条第1項において、「欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、委員の補充に努めるものとする」とする努力規定、同条第2項におきましては「農業委員の定数の6分の1を超えて欠員が生じたときは、市長は、速やかに農業委員を補充しなければならない」とするいわゆる義務規定が定められております。今回、同意いただいた場合は、農業委員が1名欠員となりますが、先ほど申しましたように選任規則上において努力規定となっ

ていること、また、次期改選まで期間が短いことから、補充は行わないこととさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、これについて皆さんからご意見はありませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決いたします。

議第7号「寒河江市農業委員会農業委員の辞任について」、  
「同意する」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は、「同意する」と決定し、市長へ答申します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時28分

令和8年2月25日

第2回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....後藤孝好.....

議事録署名委員 16番委員.....布施功子.....